

地方公共団体の入札・契約制度の概要

【指名競争入札について】

（意義）

地方公共団体が資力、信用その他について適切と認める特定多数を通知によって指名し、その特定の参加者をして入札の方法によって競争させ、契約の相手方となる者を決定し、その者と契約を締結する方式

（概要）

○指名競争入札によることができる要件

次のいずれかに該当する場合は、指名競争入札によることができる。（地方自治法第234条第2項、地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条）

- ① 契約の性質・目的が一般競争入札に適しない契約をするとき。
- ② 契約の性質・目的により、入札に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- ③ 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

○指名通知

指名競争入札により契約を締結しようとするときは、有資格者のうちから、入札に参加させようとする者を指名し、入札の場所・日時等の必要事項と併せて通知しなければならない。（令第167条の12第1項、第2項）

○入札参加資格等

- ・契約締結能力を有しない者等を参加させてはならない。（令第167条の11第1項で準用される令第167条の4第1項）
- ・談合関与者等を3年間以内排除することができる。（令第167条の11第1項で準用される令第167条の4第2項）
- ・あらかじめ工事等の実績、経営の規模等を参加要件（令第167条の5第1項の規定事項）として定めなければならない。（令第167条の11第2項）

○落札者の決定方式

原則、予定価格の制限の範囲内において最高（収入を伴う場合）・最低（支出を伴う場合）の価格をもって申込をした者を落札者とし、以下の場合には例外的に最低の価格をもって申込をした者以外のものを落札者とすることができる。（地方自治法第234条第3項）

- ・低入札価格調査制度（令第167条の10第1項）
- ・最低制限価格制度（令第167条の10第2項）
- ・総合評価方式（令第167条の10の2第1項、第2項）

（長所）

- 一般競争入札に比して不良・不適格業者を排除することができる。
- 一般競争入札に比して契約担当者の事務上の負担や経費の軽減を図ることができる。

（短所）

- 指名される者が固定化する傾向がある。
- 談合が容易である。

指名競争入札の流れ

有資格者審査

必須資格(令167条の4①)、任意資格(令167条の4②、令167条の5①)



指名通知

- ・有資格者のうちから指名(令167条の12①)
 - ・指名した者に通知(令167条の12②)
- <通知事項>入札の場所、日時等の必要事項(令167条の12②)、無資格者による入札が無効な旨(令167条の12③で準用される令167条の6②)、総合評価方式による旨、落札者決定基準(令167条の12④)



入札

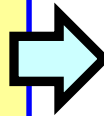
入札保証金の納付(法234条④、令167条の13で準用される令167条の7)、入札書の書換、引換、撤回の禁止(令167条の13で準用される令167条の8②)



開札

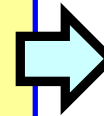
<落札者決定方法>

- ・低入札価格調査制度(令167条の10①)
- ・最低制限価格制度(令167条の10②)
- ・総合評価方式(令167条の13で準用される令167条の10の2①、②)



<開札方法>

- ・入札の終了後職員立会のもと開札(令167条の13で準用される令167条の8①)
※電子入札の場合であって、長が公正かつ適正な入札執行に支障がないと認めるときは立会不要(令167条の13で準用される令167条の8②)
- ・同価入札の場合はくじ引きで決定(令167条の13で準用される令167条の9)



落札者決定



契約の締結

契約保証金の納付(法234条の2②、令167条の16)、契約書への記名・押印をもって契約の確定(法234条⑤)